

平成 23 年 3 月 30 日

各 位

大 阪 市

工事請負契約の入札等の取扱いについて

現在、契約管財局で発注する工事請負では、市内本店業者の受注機会の拡大を図るため、土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事及び造園工事の物件等級 B 以下並びに解体工事、塗装工事及び防水工事の入札において、市内本店業者の参加に限定しています。

また、市内中小企業の育成の観点から、契約管財局で契約する工事請負では、受注業者に対して、下請施工や建設機械の購入・リースを市内の中小企業者に発注するよう要請し、積極的活用を努めています。

今後は、契約管財局以外で発注する工事請負においても同様に、次のとおり、取り扱うこととします。

記

1 各所属専決工事請負契約における入札参加資格について

(1) 市内本店業者への優先発注

工事種目のうち、土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事、造園工事、解体工事、塗装工事及び防水工事の事後審査型制限付一般競争入札・公募型指名競争入札については、原則として、市内本店業者のみに発注することとします。なお、遠隔地等の工事についてはこの限りではありません。

(2) 実施時期 平成 23 年 4 月 1 日以降発注分から

2 下請負業者の育成について

平成 23 年 4 月 1 日以降契約分から、別紙のとおり、落札者等に市内中小企業の活用等について要請します。

(別紙)

工事請負業者 各位

大阪市

下請負業者の育成について

平素は、本市公共工事の施工について格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、現下の経済情勢並びに公共工事の重要性に鑑み、次の事項に留意し、地元中小業者の育成方ご協力をお願いします。

記

- 1 下請施工を必要とするものについては、できる限り地元の下請負業者に発注するよう配慮してください。
- 2 施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入又はリースについても、できる限り地元企業を使用するよう配慮してください。
- 3 下請代金の決定、支払い条件の決定等下請負業者との下請契約においては、建設業法等関係諸法令等を遵守し、適正な契約を締結してください。
特に、特定建設業者にあっては、建設業法の規定に基づき、下請負業者への適正な指導及び保護に十分配慮してください。
- 4 建設工事に従事する労働者の雇用については、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等労働関係諸法令を遵守し、労働条件の改善及び労働災害の防止に努めてください。
- 5 建設工事に従事する労働者の福祉向上のため建設業退職金共済制度の活用留意してください。